

京都府てんかん支援拠点病院の指定について

1 趣旨

府内におけるてんかん診療連携体制の整備を図るため、てんかん支援拠点病院を指定するもの。

2 指定機関

京都大学医学部附属病院

3 指定日

令和4年12月1日

4 業務内容

- (1) てんかん患者及びその家族への専門的な相談支援及び治療
- (2) 府内の医療機関等への助言・指導
- (3) 関係機関（精神保健福祉センター、府内の医療機関、保健所、市町村、福祉事務所、公共職業安定所等）との連携・調整
- (4) 医療従事者、関係機関職員、てんかん患者及びその家族等に対する研修の実施
- (5) てんかん患者及びその家族、地域住民等へのてんかんに関する普及啓発

等

5 参考（全国の指定状況）

24道府県で指定済み。（令和4年5月1日現在）

※拠点病院の指定は各都道府県につき1医療機関のみ